



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会社名 株式会社テクノマセマティカル
代表者名 代表取締役社長 田中 正文
(コード番号 3787 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 出口 眞規子
(TEL. 03-3492-3633)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ①「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されたため、定款第2条（目的）を一部変更するものであります。
- ②取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1)～6) (条文省略) 7) <u>特定労働者派遣事業</u> 8) (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1)～6) (現行どおり) 7) 労働者派遣事業 8) (現行どおり)
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第34条 (条文省略)	第29条～第35条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 248 531 282">(新 設)</p> <p data-bbox="165 696 523 730">第35条～第41条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="834 217 1074 248"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="820 253 1453 432">第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="895 439 1453 656">2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="820 696 1206 730">第37条～第43条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

以 上